# 慶應義塾大学 SFC 研究コンソーシアム

## 「ファブ地球社会コンソーシアム」 運営規程

2015年5月1日制定 2015年7月15日改訂

#### 第1条 (目的)

ファブ地球社会コンソーシアム (以下「本コンソーシアム」という) は、慶應義塾大学 SFC 研究所 (以下「甲」という) が設定する研究計画にもとづく共同研究 (以下「本研究」という) を実施することを目的とする。

#### 第2条 (代表者)

本コンソーシアムの代表者は、田中浩也(慶應義塾大学 環境情報学部 准教授)、村井純(環境情報学部 教授)および小川克彦(環境情報学部 教授)とする。

## 第3条 (会員)

本コンソーシアムの研究メンバー(以下「本会員」という)は以下の5種とし、登録申込書に もとづいて甲が認定し、甲と本研究に関する契約書を締結する。

- 1) 理事会員
- 2) 運営会員: 教員とともにワーキンググループの設立提案および運営協力を行う。
- 3) 企業会員: 3名までの研究者を派遣する。
- 4) ベンチャー・小規模法人会員:理事会の認定による。
- 5) 特別会員:理事会の認定による。

## 第4条 (研究費用の負担)

本会員は、以下の研究費を負担し、これを甲に支払うものとする。研究費の支払期日については、別途定める。

- 1) 理事会員:年額300万円(消費税別途)
- 2) 運営会員:年額100万円(消費税別途)
- 3) 企業会員:年額50万円(消費税別途)
- 4) ベンチャー・小規模法人会員:年額20万円(消費税別途)
- 5)特別会員:別途定める

ただし、理事会の承認を得た場合、研究期間に応じて研究費を減免することができる。

#### 第5条 (理事会)

本コンソーシアムの最高意思決定機関は理事会とし、各理事会員の代表1名と本コンソーシアム代表者により構成する。理事会は理事会員の求めに応じて随時開催できるものとし、以下の各項に定める事項に関する意思決定を行うものとする。

- ① 本運営規程の改訂
- ② 年間活動計画
- ③ 予算および決算
- ④ ワーキンググループの設置および解散
- ⑤ 総会の開催
- ⑥ 本コンソーシアムの活動により得られた研究成果および知的財産権の取り扱い
- ⑦ 本コンソーシアム全体の活動に関するその他全ての事項

### 第6条 (総会)

理事会が総会の開催を決定した場合には、理事会は全ての会員に対して当該総会の開催について開催日の1ヶ月前までに通知し、出席を要請しなければならない。

- 2 会員は原則として総会に出席するものとする。総会を欠席する場合には、当該総会の議事進行に関する一切を幹事会に委任するものとする。
- 3 総会は半数以上の会員の出席をもって成立するものとする。

## 第7条 (退会)

本研究の遂行を不能又は困難ならしめる事態が発生したときは、甲及び本会員間の合意により本会員は退会することができる。本会員が退会するときの研究費の取扱いについては甲・本会員及び他の本会員の間で別途協議するものとする。

## 第8条 (改廃)

本運営規程の改廃は、理事会での議を経て本コンソーシアムの代表が決定する

## 附則

この規約は平成27年5月1日から適用する。

(以上)